

**広陵町第 8 期障がい福祉計画・
広陵町第 4 期障がい児福祉計画
【策定概要】**

令和 8 年 8 月 19 日

1 計画策定にあたっての基本的事項について

(1) 計画策定の趣旨と法的位置づけ

①障がい者計画

- 障がい者計画は、「障害者基本法」第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」です。
- 障がいのある人の施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示す計画です。

障害者基本法

第十一条 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- 障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」、障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」です。
- 障がい福祉サービス、児童通所支援等の向こう3年間の見込み量や提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定める計画です。
- 3年を1期として策定することが義務付けられている計画です。内容や目標値についても、国の指針を踏まえて作成する必要があります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

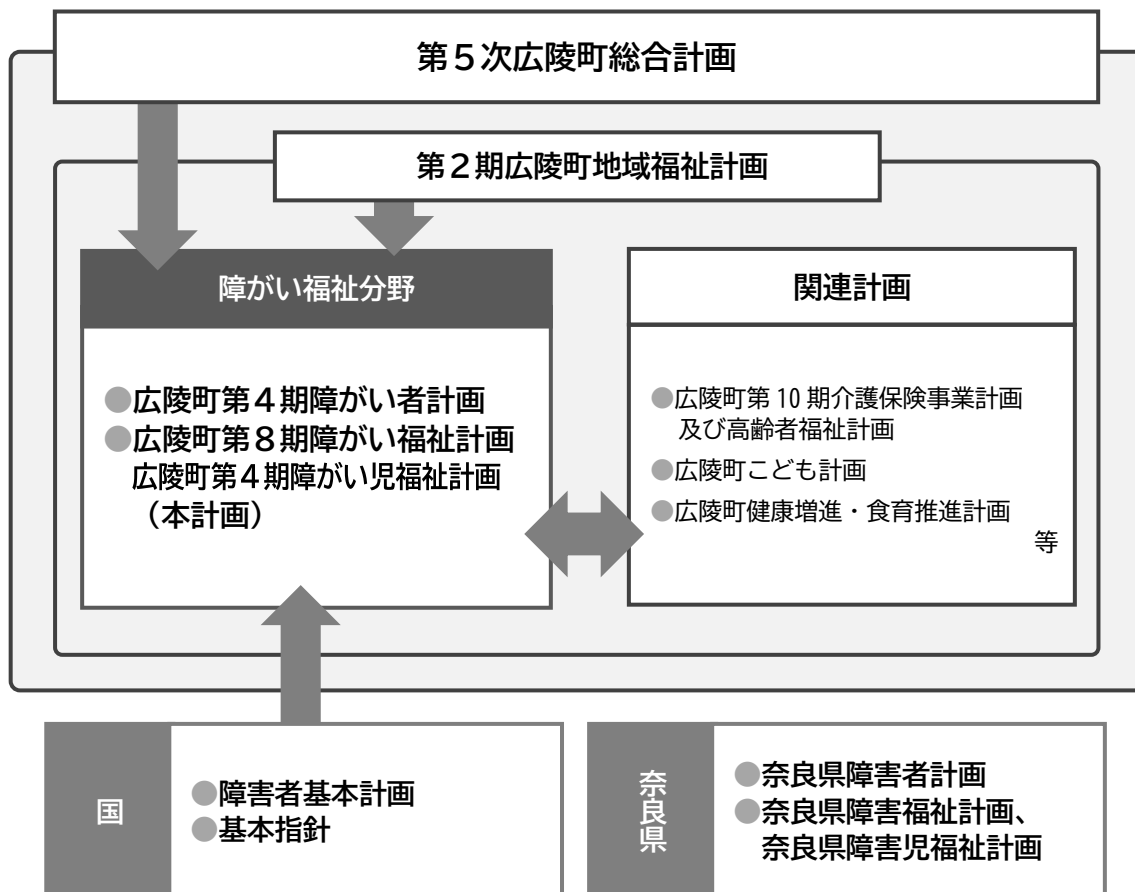
(2) 計画の期間

「広陵町第8期障がい福祉計画」及び「広陵町第4期障がい児福祉計画」の計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
広陵町第4期障がい者計画					
広陵町第7期障がい福祉計画			広陵町第8期障がい福祉計画（本計画）		
広陵町第3期障がい児福祉計画			広陵町第4期障がい児福祉計画（本計画）		

(3) 本町における位置づけ

本町の上位計画である「第5次広陵町総合計画」、「第2期広陵町地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、奈良県の計画との整合性を図り、策定するものです。



(4) 計画の策定体制

① 現行施策の進捗調査

- 現行計画の成果目標の達成状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画のサービス提供体制の基礎資料とします。

② 障がいのある人に対するアンケート調査

- 障がいのある人及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、アンケート調査を実施します。

③ 事業所調査

- 障がい福祉サービス事業所を対象とし、活動内容やサービスの提供・提供体制の確保に関する課題・問題を把握するための調査を実施します。(メール配付・回収)

④ 各種会議等での審議

- 計画の策定に当たり、「広陵町障がい者施策推進協議会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討します。

⑤ パブリックコメントの実施

- 町民からの意見を広く募集し、その意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

2 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 障がい福祉に関する法律等の動向

- 障がい者の社会参加や差別の解消、共生社会の実現に向けた法整備が進められており、令和7年度には「手話施策推進法」が、令和8年度には「高次脳機能障害者支援法」が施行されています。
- 新たな就労系サービスとして「就労選択支援」が令和7年10月に開始されました。また、法改正により令和8年度に法定雇用率が引き上げとなり、対象となる事業所の範囲も拡大されました。
- 令和3年度の法改正により、避難行動要支援者の個別支援計画の策定が市町村の努力義務となりました。また、令和6年度には全ての障がい福祉サービス事業者を対象にBCP（※1）策定が義務化され、障がいのある人の生命や生活を災害から守る体制の強化が図られています。

（※1）事業継続計画のこと。自然災害等の緊急事態が発生した場合でも、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、備えや手段などを取り決めておく計画のこと

■近年の障がい者関連の法制度の動向

年	主な動き
令和元年	○「 <u>読書バリアフリー法</u> 」の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施
令和2年	○「 <u>障害者雇用促進法</u> 」の施行 ・地方公共団体に障がい者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和3年	○「 <u>医療的ケア児支援法</u> 」の施行 ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	○「 <u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</u> 」の施行 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等
令和5年	○「 <u>障害者基本計画（第5次）</u> 」の策定
令和6年	○「 <u>障害者差別解消法</u> 」の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務 等 ○「 <u>障害者総合支援法</u> 」の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病（難病）の拡大 等
令和7年	○「 <u>就労選択支援</u> 」が開始 ・障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援する ○「 <u>手話施策推進法</u> 」の施行 ・手話を言語として明確に位置付けており、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和8年	○「 <u>高次脳機能障害者支援法</u> 」の施行 ・事故や病気による脳の損傷により記憶障がい等が表れる高次脳機能障がいについて、地方公共団体は、障がいに対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

(2) 障がい福祉計画の策定に係る基本指針の見直し

- 令和8年3月に第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定に向けた基本指針が示されました。「地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策」として、量の見込みを算出する際の留意事項等が新たに示されています。
- 国の障がい者部会では、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けた社会福祉法等の一部改正に関する審議が進められています。
- 新たに「共同生活援助(グループホーム)」が総量規制の対象に追加されています。

■社会福祉法の改正概要、基本指針の見直し概要

社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要(R9.4.1施行予定)

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等
- ② 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設
- ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等への相談支援機能等の強化
- ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援

- ① 福祉人材確保のための協議会、介護現場における生産性向上等の推進

障がい福祉計画等に係る基本指針の見直し概要(R8.1.19社会保障審議会障がい者部会資料)

1. 障がい福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策

・既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障がい福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、所定の要件(※1)を満たす市町村における対象サービス(※2)に関し、「必要な量の見込み」の算定に際し、市町村の実績による伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、**全国平均の伸びにとどめて算定することが示された**

(※1) 中山間地域や人口減少地域でない

(※2) 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、人口に占めるサービス利用者割合が、全市町村の上位25%に該当(8月頃に国から県を通じて通知)

■成果目標(新規項目※一部を抜粋して掲載)

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上
 - ・K6(※3)により住民のこころの状態を把握
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置
- 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ・障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保
 - ・強度行動障がいを有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
 - ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

(※3) うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的とした全6問のアンケートのこと

(3) 奈良県の動向

①「奈良県障害者計画（令和7年～令和11年）」の策定

奈良県では、令和7年に「奈良県障害者計画」とその実施計画である障がい福祉計画・障がい児福祉計画が一体的に策定されました。

■「奈良県障害者計画（令和7年～令和11年）」の内容

基本理念	「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」
施策推進の基本的な考え方	
I 生活全般にわたる包括的な支援	○人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応える重層的支援体制による地域共生社会の実現を目指す。 ○県、市町村、関係機関等が連携し、障がいのある人、そしてその家族等が抱える課題を包括的に把握し、支援する。 ○住民同士が気にかけて関係づくりや支援者による相談支援の両輪で、一人一人のニーズに応える資源を生み出すことや、他機関・多職種連携に努める。
II 生涯にわたり途切れることのない支援	○障がいのある人、そしてその家族等と生涯にわたりつながり続け、必要な支援が途切れることのないよう支える。 ○乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化する必要な支援を一人一人の障がい特性や生活状況に応じて、切れ目なく提供できる体制を構築する。
III 障がいのある人の意思を尊重しともに暮らす支援	○「障害者権利条約」が掲げている、すべての障がい者があらゆる人権及び基本的自由を享有し、個人の尊厳が尊重されることを目指す。 ○障がいを理由とするあらゆる差別をなくし、合理的配慮のもと障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有する社会を目指す。 ○障がい者に関わることを決めるときは、障がい者の意見を重視し、社会的障壁の除去並びに教育、就労、文化・芸術・スポーツ、住まい、地域社会での生活などにおいて希望する生活の実現を目指す。